

瑞浪市まちづくり基本条例に関する提言書

～幸せ実感都市みずなみの実現に向けて～

平成26年3月

瑞浪市まちづくり条例準備委員会

目 次

1	はじめに	1
2	提言	2
	条例の名称	
	前 文	
第1章	総 則	2
	目 的	
	定 義	
	この条例の位置づけ	
第2章	まちづくりの基本原則	4
	まちづくりの基本原則	
第3章	まちづくりを担う主体	5
第1節	市民等	5
第1款	市 民	5
	市民の権利	
	市民の責務	
第2款	多様な担い手によるまちづくり	6
	まちづくり推進組織	
	子ども	
	市民活動団体	
第2節	議会	7
	議会の役割と責務	
第3節	行政	8
第1款	市長	8
	市長の役割と責務	
第2款	執行機関	8
	執行機関の役割と責務	
	情報	
	総合計画等	
	行政の組織	
第3款	職員	9
	職員の役割と責務	
第4章	参加のしくみ	10

参加	
住民投票	
第5章 実効性の確保	11
(仮称) 市民まちづくり会議の設置	
条例の見直し	
3 ワークショップの内容	12
3-1 現在の暮らしや各種団体の活動における現状と課題について	12
3-2 現状と課題から見た理想の瑞浪市について	13
3-3 理想の瑞浪市にするための市民参加、協働の考え方について	14
3-4 理想の瑞浪市にするための市民の権利、責務について	15
3-5 理想の瑞浪市にするための市及び議会の責務について	17
4 まちづくり条例準備委員会	19
4-1 委員会開催経緯	19
4-2 委員名簿	20
4-3 委員の思い	21

1 はじめに

私たちは、自治会・まちづくり推進組織関係、社会福祉関係、経済関係、生涯学習関係などの行政関係団体や各種活動団体で、日頃から瑞浪市の「まちづくり」に携わる活動をしています。そんな私たちに期待された任務は、普段の暮らしや活動の中から「まちづくり」のルールとなる条例の基本的な考え方について、提言書にまとめるというものでした。しかし、集まった17名のほとんどがその作業のイメージがつかめず、不安ばかりが先立ちました。

私たちの主な作業は、準備委員会委員17名と市職員17名が、4つのグループに分かれ、ワークショップ形式でテーマに沿った意見交換を行い、出された意見を共有しまとめるというものでした。慣れない作業に、最初は意見がなかなか出ず苦勞をしました。そんな中であっても、このような1冊の提言書をまとめることができたのは、「三人寄れば文殊の知恵」と言いますが、一人では到底できそうにないことも、17名が力を合わせたことによる驚くばかりの成果でした。そして何よりも素晴らしかったのは、委員一人ひとりの“瑞浪市を住みよいまちにしよう。瑞浪市の将来を明るいまちにしよう。”という熱い思いが回を重ねるごとに強くなるとともに最後まで継続したことです。この素晴らしい体験を通して、4万市民一人ひとりが力を合わせれば、どんな課題でも解決できると確信するに至りました。

委員17名の働きは、将来の瑞浪市のためのほんの小さな一歩にすぎません。しかし、この提言書をもとにした“まちづくり条例”が、瑞浪市らしい市民のまちづくりと今年度策定された第6次瑞浪市総合計画の理念である「幸せ実感都市みずなみ」実現への大きな一歩につながることを期待します。

最後に、勉強会でお世話になり、この準備委員会の顧問を務めていただいた愛知大学地域政策学部教授の鈴木誠先生とワークショップでコーディネーターを務めていただいた平孝明さん、中島八重子さん、市來恭子さん、倉地幸子さんのご尽力がなければ、この提言書の作成は成し得ませんでした。ここに厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

瑞浪市まちづくり条例準備委員会 委員一同

2 提言

まちづくり条例準備委員会では、条例案に盛り込む項目や内容について意見を出し合い、検討、整理を行ってきました。この提言では、市民主役、市民参加、協働、情報共有などの基本原則を定め、かつ、市民・議会・行政の役割と責務を規定しており、まちづくりのルールとなるものと考えます。住民投票制度、(仮称)市民まちづくり会議の設置など、今後具体的な検討が必要なものもありますが、住みやすいまち、幸せ実感都市みずなみ実現に向けた、瑞浪市にふさわしいまちづくりのルールを提言します。

条例の名称

【提言】

- ① 「瑞浪市まちづくり基本条例」という名称を提言します。

【提言の理由】

条例の名称は、分かりやすいことが最も重要です。平易で親しみやすい名称を提言します。

前文

【提言】

- ① 瑞浪市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めるために、条例制定の理由と基本的な理念の記述が必要です。
- ② 条例制定の理由を表すキーワードとして、瑞浪市の未来、誇りを持てるまちづくり、市民自治意識の高揚などが挙げられます。
- ③ 条例制定の基本的な理念を表すキーワードとして、幸せ実感都市みずなみ、市民が主役、住みやすいまち、安心して暮らせるまちづくり、まちの活性化などが挙げられます。

第1章 総則

ここでは、この条例の目的、用語の定義、位置付けを提言します。これらは条例全体にわたって共通する決まり＝総則となります。

目的

【提言】

- ① 持続可能で住みよいまちの実現を図るために、市民が主役となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにします。
- ② 市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度づくりに参画します。
- ③ そのために必要な市民・議会・行政の役割や責務を明らかにします。

【提言の理由】

- ① まちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが地域の一員として地域に起こる問題に気づき、解決するために行動を起こすことが大切です。
- ③ また、市民が主体となってまちづくりを行うためには市民・議会・行政の役割や責務を明確にする必要があります。

定義

【提言】

- ① 市民：市内に住所を有する者、市内で就学・就業・活動する者を市民とします。また、瑞浪市を故郷とする者も市民とします。その他、市内の企業やNPOといった団体も市民として位置付けます。
- ② 市：議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- ③ 行政：執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の総称をいいます。
- ④ まちづくり：住みやすいまちにするため、市民・議会・行政が行動することをいいます。
- ⑤ 協働：市民・議会・行政が対等な立場で共通の目的に向かい、連携協力してまちづくりを行うことをいいます。

【提言の理由】

ここでは、この条例で用いられる言葉の意味を定めます。

- ① この条例でいう「市民」とは、誰のことを指すのかということ定めます。市内に住所を有する「住民」と市内の学校に通う人、市内の企業等で働く人、市内で活動する人たち、また、瑞浪市を故郷として愛してくれている人も「市民」です。その他、市内の企業やNPOといった団体も「市民」として位置付けます。
- ② この条例でいう「市」とは、地方自治法に定める基礎的な地方公共団体としての瑞浪市のことをいいます。
- ③ 瑞浪市の執行機関のことをいいます。市長の他、地方自治法で定められた執

行機関として、教育委員会等上記に列挙した執行機関のことをいいます。

- ④ 「まちづくり」とは、私たちのまちを住みやすいまちにするために、各自が行動することです。
- ⑤ 「協働」とは、より良いまちを築くために市民・議会・行政または市民同士がお互いを尊重し合いながら対等な立場でそれぞれの役割を果たしながら、共に力を合わせることをいいます。

この条例の位置づけ

【提言】

- ① 市は、他の条例、規則等の制定及び改正にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。

【提言の理由】

この条例は、市の自治に関する基本的な事項を総合的に規定するものです。したがって、他の条例、規則等を制定・改正する際は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めます。

第2章 まちづくりの基本原則

ここでは、市民のまちづくりへの参加と協働に関する基本原則を提言します。
まちづくりの基本原則

【提言】

市民が主役となってまちづくりを進めるための基本原則を次の5つとします。

- ① 市民主役の原則
市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。
- ② 市民参加の原則
市民参加が保障されます。
- ③ 協働の原則
市民・議会・行政の基本的な関係は、対話に基づく信頼を基調とした対等な立場での協働関係とします。
- ④ 情報共有の原則
まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されます。
- ⑤ 効率性の原則
まちづくりは効率的・効果的に行われます。

【提言の理由】

- ① 市民主役の原則

住みよいまちづくりのためには、市民一人ひとりが行動することが重要です。市民一人ひとりが主役となって住みよいまちをつくるために行動することが、市民主役の原則です。

② 市民参加の原則

住みよいまちづくりのためには、市民が市政やまちづくりに積極的に参加できる環境を整えることが必要です。

③ 協働の原則

住みよいまちづくりのためには、市民、議会、行政または市民同士が互いの立場を尊重しながら対等な立場のもと協力してまちづくりを進める必要があります。

④ 情報共有の原則

市民が市政に参加し、協働のまちづくりを進めるためには、議会や行政の持っている情報を適切な時期に、正確に、かつわかりやすく提供することが必要です。市民も自分たちが持っている地域の情報を積極的に提供し、様々な活動が互いに有効に機能することに努める必要があります。市民、議会、行政がそれぞれの情報を共有するという原則です。

第3章 まちづくりを担う主体

ここでは、まちづくりを担う市民、議会、行政の3者の役割を提言します。

第1節 市民等

第1款 市民

市民の権利

【提言】

- ① 市民は、まちづくりの担い手として、市政に参画することができます。
- ② 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、行政及び議会に対しその保有する情報の公開を求めることができます。

【提言の理由】

ここでは、市民が市政に参画する権利と市政に関する情報を得られる権利を保障します。市民が市政について理解し、判断する上で、行政や議会から情報を得られることが必要です。市民は、行政や議会から提供される情報をただ受け取るだけでなく、自ら積極的に市政に関する情報の提供を要求することもできます。

市民の責務

【提言】

- ① 市民は、互いに住みやすいまちの実現に努めます。
- ② 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

【提言の理由】

市民同士が様々なまちづくり活動についてお互いに理解を深め、認め合い、助け合いながら、みんなが住みやすいまちづくりに努めます。

第2款 多様な担い手によるまちづくり

まちづくり推進組織

【提言】

- ① 各地区で設立している「まちづくり推進組織」は、多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置づけます。
- ② まちづくり推進組織は、区長会と連携して地域住民の意思を反映し、地域の活性化や地域特有の課題解消に向けて取り組みます。
- ③ まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。
- ④ まちづくり推進組織は、地域住民が参加しやすいように活動を行います。
- ⑤ 住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。
- ⑥ 行政は、まちづくり推進組織がその機能・役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。

【提言の理由】

- ① まちづくり推進組織は、地域に起こった問題に対しきめ細かな対応ができるなど、NPOや行政にはない特徴があります。市は、まちづくり推進組織をまちづくり活動の中心的な役割を果たす組織として位置付ける必要があります。
- ② まちづくり推進組織は、区長会を補完する組織として設立された組織であり、その事業は常に区長会と連携して行う必要があります。また、各地区での課題や特徴は地区毎に様々であり、地域住民の意思を反映した事業を行うことが求められています。
- ③ まちづくり推進組織は、地区の全住民が会員であることから、その運営ルールは、地域住民が納得できるよう明確である必要があります。
- ⑤ まちづくり推進組織は、【提言】①～④のとおり、地域住民の理解のもと、地域の課題解決や活性化のための事業を行います。まちづくり推進組織の会

員である地域住民は、その役割等を十分に認識し、その事業に協力する必要があります。

- ⑥ 行政は、まちづくり推進組織が活動しやすいように施策を講ずる必要があります。

子ども

【提言】

- ① 子どもは、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。

【提言の理由】

子どもは地域の未来を担う大切な宝です。地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加したり、意見を表明できる環境が望まれます。

市民活動団体

【提言】

- ① ボランティア団体、NPO等、自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。

【提言の理由】

市民活動団体は、自らの力で活動を行うことを主眼に置き、まちづくりに関する活動においては行政から支援を受け、それぞれの活動に安心して取り組むことができる仕組みなど、多様な担い手がまちづくりに参加できる環境を整えることが求められます。

第2節 議会

議会の役割と責務

【提言】

- ① 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
- ② 議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。
- ③ 議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、市民が市政について考え、判断する材料を提示するよう努めます。
- ④ より開かれ、活性化した議会運営を行うため、議会基本条例の制定を望みます。

【提言の理由】

瑞浪市議会では、近隣市の議会に先駆けて議会報告会を開催するなど、情報公開や対話重視の姿勢を打ち出しています。また、議会基本条例制定の動きも見られることから、この条例で盛り込むべきことは基本的な事項にとどめ、議会のあるべき姿を議会基本条例で定めていただくことを求めます。

第3節 行政

第1款 市長

市長の役割と責務

【提言】

- ① 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を運営します。
- ② 市長は、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全な財政運営を図り、効果的・効率的で質の高い事業を行います。

【提言の理由】

市長は、市民の信託を受けた者として、また市を代表する者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。それとともに、市民との協働を推進し住みよいまちの実現に努めます。

第2款 執行機関

執行機関の役割と責務

【提言】

- ① 市の執行機関は、公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に行政活動を実施します。
- ② 市の執行機関は、市民のニーズを的確に把握するとともに、常に市民の立場に立った行政活動を行います。

情報

【提言】

- ① 市の執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。
- ② 市の執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。
- ③ 市の執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。

【提言の理由】

市民が主役のまちづくりを進めるためには、市民が行政に関する情報をよく知る必要があります。市の執行機関は、必要な時に適切な情報を分かりやすく市民に提供できるよう努める必要があります。

総合計画等

【提言】

- ① 市の執行機関は、まちづくりの理念に基づき基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。
- ② 市の執行機関は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。

【提言の理由】

総合計画は、市政を総合的、計画的に運営するための将来像を示すものです。市の全ての事業は、総合計画に沿って行われるものであり、この重要な計画については、まちづくりの理念に基づき市民参加のもとで策定される必要があります。

行政の組織

【提言】

- ① 行政の組織については、市政の課題に的確に対応できるよう常に見直しに努めます。

【提言の理由】

市の執行機関は、どのような組織体制が市民にとって有益であるかということ念頭に、常にその組織の見直しを行うよう努めなければなりません。

第3款 職員

職員の役割と責務

【提言】

- ① 職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。
- ② 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。
- ③ 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。

【提言の理由】

職員は、市民のための行政ということを常に意識し、知識や技術の向上に務め、質の高い市民サービスの提供を心掛けます。また、職員としての責務を果

ただけでなく、同時に市民としても責務を果たすことが求められます。

第4章 参加の仕組み

ここでは、市民がまちづくりに参加する仕組みを提言します。

参加

【提言】

- ① 市は、市政に関する計画や政策を策定する段階から市民が参加しやすい機会を提供します。
- ② 市は、市民の多様な参加と環境づくりに努めます。

【提言の理由】

第3章第1節第1款市民の権利において、「市民は、まちづくりの担い手として、市政に参画することができます。」と提言しています。議会や行政としても、様々なかたちで市民が市政に参加できるよう配慮しなければなりません。また、市が市民への参加を促す場合、必要な経費については適切な措置を講じる必要があります。

住民投票

【提言】

- ① 住民投票は、議会による間接民主主義制度を補完するため、また住民の総意を把握するためにも有効であり、住民投票制度に関する独自条例の制定を望みます。
- ② 住民投票の投票権を有する者は、行政の重要事項について、一定割合以上の連署をもってその代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- ③ 議会は、議員定数の一定割合以上の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政に係る重要事項について、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。
- ④ 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票の実施を発議することができます。
- ⑤ 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

【提言の理由】

市の重要事項については、市民全体の意見を聴くことが大切であり、また市民においても、その意思を表す機会が必要です。住民投票の投票権を有する者の資格、請求に必要な一定割合をどうするかなど、制度の詳細については別に条例に

定める必要があります。

住民投票の結果と市長や議会の判断のどちらが優先されるべきかは難しい問題だと思われませんが、住民の意思を最大限尊重してもらうことが必要です。

第5章 実効性の確保

ここでは、この条例が施行された後も瑞浪市にふさわしいものであるか、定期的に検証することについて提言します。

(仮称) 市民まちづくり会議の設置

【提言】

- ① 市長は、この条例の実効性を確保し、まちづくりを推進するため、(仮称) 市民まちづくり会議を設置します。
- ② 市長は、この条例に関することについて、(仮称) 市民まちづくり会議に諮問することができます。
- ③ (仮称) 市民まちづくり会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定めることを望みます。

条例の見直し

【提言】

- ① 市長は、5年を超えない期間ごとに、必要な場合は改正等の措置を講じます。

【提言の理由】

社会情勢が目まぐるしく変化する中で、この条例がその時点において、本当に瑞浪市の実情にふさわしい条例であるか、定期的に点検する会議を設ける必要があります。会議の在り方や運営方法など、制度の詳細については、別に定める必要がありますが、多様な意見が取り入れられるものにしなければなりません。

3 ワークショップの内容

ワークショップでは、委員17名と職員17名が、1グループ8～9名の4つのグループに分かれました。そこで、各グループが共に条例に沿った共通のテーマについて意見を出し合い、最後に代表者が話し合いの内容について発表し、全員で意見を共有しました。

3-1：第1回テーマ

現在の暮らしや各種団体の活動における現状と課題について

第1回目のワークショップのテーマは、「普段、私たちが暮らしの中で感じていることや、団体で活動する中で感じる現状と課題について」というものでした。各グループで出た主な意見を紹介します。

・まちづくり推進組織が、地域の課題解消や活性化あるいは地域の安全安心な暮らしのために活発に活動していることに対して高く評価する意見がありました。しかしながら、その活動には役員の担い手不足、地域間で活動に対する意識の違いなどの問題もあり、継続的な活動が出来なくなることを危惧する意見もありました。

・現状での少子高齢化、核家族化、世代間のつながりの希薄化を危惧する意見が多くありました。昔のような大家族での生活を懐かしむ声も聞かれました。反面、これからの若者に対する期待の声も聞かれ、地域活動や各種団体の活動に若者の声を活かすべきという課題があげられました。地域の役員や各種団体の役員にもっと女性を参画させるべきという課題もあげられました。

・地域の活動や各種団体の活動に参加しやすい制度をつくるべきという課題があげられました。いかにやる気のある市民を登用できる（しやすい）制度をつくるかという課題があげられました。

・各種団体の活動のPRが重要であるという意見がありました。現状では、うまくPRできていないのではないかという意見でした。市から市民への情報提供、情報公開の重要性を訴える意見がありました。

・地場産業を含め、市民の就業場所を確保すべきという意見や、市民が起業しやすい制度を求める意見がありました。地場産業である陶磁器産業は、産業観光資源として活かしてはどうかという意見がありました。

・中心市街地の活性化や、駅前、駅北周辺部の活用状況を再考してはどうかという意見がありました。

・東日本大震災以降は、市民の防災意識が高まっているものの、今後も一層意

識啓発をしていく必要があるという意見がありました。

- ・瑞浪市は、自然が豊かで住みやすいという意見がありました。
- ・瑞浪市は、歴史的にも文化的にも優れた文化財が多くあるが、市民にあまり知られていないという意見がありました。

3-2：第2回テーマ

現状と課題から見た理想の瑞浪市について

第2回目のワークショップのテーマは、第1回目のワークショップで話し合われた「現状と課題」から見た「理想の瑞浪市」でした。各グループで出た主な意見を紹介します。

・4つのグループを通じて最も意見が多かったのが「子育て」とそれに関連した「安心安全なまちづくり」、「高齢者が暮らしやすいまちづくり」などでした。瑞浪市では、平成14年度をピークに人口が減少していますが、人口はまちの活力と可能性の源です。今後のまちづくり活動を持続させるためにも、子どもは未来のまちづくりの担い手として、地域全体で育てていける環境が求められています。

・地域のつながりに対する取り組みや積極的なボランティア活動が求められています。まずは、隣近所との付き合いから考え直そうという意見がありました。昔ながらの近所付き合いが見直されていることがうかがえます。

・安心して子育てや生活をするためには、就業場所の確保が欠かせません。産業の多角化や自宅から遠くないところで就業できる環境が求められています。また、若者の就業環境の改善を求める意見もありました。

・まちが活気づいていると、自然に自分にも元気が出てくるという意見がありました。若者があふれ、にぎやかなまちは経済が活性化し、更に人を呼ぶ活力が生まれます。その反面、治安の悪化を懸念する意見もありました。

・公共交通の充実を求める意見がありました。今後増えることが予想される交通弱者や買い物難民と言われる人たちに対する支援制度が求められています。また、自然にやさしい交通手段として、自転車の活用を見直してはどうかという意見もありました。

・豊かな自然を守り続けたいという意見がありました。瑞浪市は、市域の70%を山林が占めるなど緑豊かな自然環境を有しており、都会から田舎暮らしを求め移住してくる人たちの受け皿にできるような自然環境を保全することが求められています。

・災害に強いまちを求める意見がありました。震災や水害の被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助が連携することが重要だと言われます。その中でも、自助、共助の役割が9割を占めると言われているため、普段からの備えなど、市民の災害への意識を高める必要があるという意見がありました。

3-3：第3回テーマ

理想の瑞浪市にするための市民参加、協働の考え方について

第3回目のワークショップのテーマは、第1回目、第2回目に話し合われた「現状と課題」から見た「理想の瑞浪市」にするための「市民参加、協働の考え方」でした。各グループで出た主な意見を紹介します。

(1) 市民参加

・市民参加の考え方については、「自主的に参加することが望ましく、強制されたくない。」という意見が多くありました。一方、最近はボランティア等に自主的に参加したいという人が減ってきているので、場合によっては強制的にでも参加させるべきという意見もありました。しかし、地域活動や各種団体のまちづくり活動においては、様々な事情で参加したくても参加できない人もいますので、参加できない人が不利益を受けないようなルールが必要です。

・ボランティアや人の役に立つ活動には、得意な分野で参加したいという意見がありました。この意見に合わせて、分野ごとに登録制でボランティアの募集等をしてはどうかという具体的な意見もありました。

・地域ごとに地域の課題や現状が違うので、地域ごと、分野ごとに特有のルールが必要ではないかという意見がありました。

・同世代の交流ばかりではなく、異世代交流が必要ではないかという意見がありました。子どもとお年寄りだけでなく、高校生、大学生と子どもとの交流、高校生、大学生とお年寄りとの交流があるとよいという意見がありました。全のお年寄りは元気な方が多いので、まちづくり活動にはお年寄りの力が必要であるという意見がありました。

・地域活動や各種団体等のまちづくり活動には、リーダーの養成が必要であるという意見がありました。

・地域活動や各種団体等の活動には、いつも同じ人が参加するのではなく、常に参加者が入れ替わるくらいの柔軟さが必要ではないかという意見がありました。新しい人が参加しやすい制度が必要という意見がありました。

・地域活動においては、普段から近所同士の挨拶や声掛けがとても重要だという意見がありました。

(2) 協働の考え方

・持続可能なまちづくり活動を行うためには、各種団体や組織間、行政との協働が重要であり、そのためには情報共有が欠かせないという意見がありました。各種団体は、活動をPRすることが重要であるという意見でした。

・各種団体や組織が情報共有や連携して活動するための施設が必要ではないかという意見がありました。市民が気軽に集える、まちづくり活動の拠点となる施設が求められています。

・行政と市民の協働のためには、市民の声が行政に届いている実感が持てる必要があるという意見がありました。また、市民の声が行政に届いているかを評価する仕組みが必要ではないかという意見がありました。

・行政には、必要な手続きのための窓口を一本化してほしいという意見がありました。分かりやすい窓口が求められています。

・行政と市民の協働により、まちを活性化することができるのではないかという意見がありました。

・ボランティア活動を盛んにするために、活動に参加した人への恩典があっても良いのではないかという意見がありました。ボランティアで参加してくださる人に、やる気を持続してもらうためにも必要であるという意見でした。

・市民の防災意識を向上させるためには、防災における行政の役割と市民の役割を明確にする必要があるという意見がありました。

・地域間交流を活発にするためにも、公共交通の利便性の向上を求める意見がありました。

・瑞浪市にはゴルフ場が13ヶ所もあり、指導体制を整えればプロゴルファーが育つ土壌があります。そうすれば、有名な選手が出て、瑞浪市のPRにつながるかもしれないという意見がありました。これからお金をかけて何かを造るのではなく、既にあるものを活用して、行政と市民が協働すれば、市のPRにつながることがあるのではないかという意見です。

3-4：第4回テーマ

理想の瑞浪市にするための市民の権利、責務について

第4回目のワークショップのテーマは、理想の瑞浪市にするための「市民の

権利、責務について」の考え方でした。また、まちづくりにおける市民の定義について、住民投票制度についても意見交換をしました。各グループで出た主な意見を紹介します。

(1) 市民の権利

・全てのグループから知る権利、情報を得る（共有できる）権利などの意見がありました。ボランティアなどの活動を有効に行うためには、必要な時に必要な情報を得ることが不可欠だという意見でした。災害時要援護者リストなど、個人情報の取り扱いについては、行政からの情報ばかりに頼るのではなく、常日頃からの近所づきあいなどが鍵になるという意見もありました。

・市政に参加（参画）する権利が必要だという意見も全てのグループからありました。市民参加の前提には、「平等でなければならないこと。」「強制や不利益を受けないこと。」「子どもも参加できること。」などがあげられました。

・市民には、安全安心に暮らす権利があるという意見がありました。特に高齢者や子ども、障がい者などの社会的弱者と呼ばれる人たちが守られる権利があるという意見もありました。

(2) 市民の責務

・全てのグループから瑞浪市をより良いまちにするために、まちづくりに参加（参画）する責務があるという意見がありました。参加する権利がある反面、住みやすいまちにする責務を果たさなければならないという意見でした。

・自らの行動と発言に責任を持つべきという意見がありました。どのグループからも、他人の活動や意見を尊重し、自らも地域の一員として助け合うなど、自らも行動する責務があるという意見です。

・知る権利がある一方で、各種活動団体にも情報発信をする責務があるという意見がありました。各種団体がどのような活動をしているかを知ってもらうためにも、まちづくりに関わる各種活動団体は、情報発信をする努力義務があるという意見でした。

(3) 市民とは（市民の定義）

・住民票のある人、住民票がなくても通勤、通学をしている人、瑞浪市出身者、瑞浪市を愛する人、その他瑞浪市内の法人、各種活動団体など、まちづくり活動を活発にするために、幅広く定義することが望ましいという意見が多くありました。

(4) 住民投票制度

- ・住民投票制度は、住民の総意を知る上でも必要な制度であるという意見が大半を占めました。
- ・市民、議会、市長のそれぞれが住民投票を発議できる制度が良いという意見がありました。
- ・誰に住民投票権を与えるか、どのような事項について住民投票を実施するかなど、制度の詳細については、別の機会に慎重な議論が必要です。

3-5 : 第5回テーマ

理想の瑞浪市にするための市及び議会の責務について

ワークショップ最後のテーマは、理想の瑞浪市にするための「市及び議会の責務について」意見を出し合いました。市の責務については、責任の所在をはっきりさせるために、市を市長、行政、職員の3つに分けて考えました。また、条例の実効性の確保に対する考え方や条例の名称についても意見交換をしました。各グループで出た主な意見を紹介します。

(1) 市の責務

- ・市長は、市民から選ばれた市の代表者として、誠実な市政運営や公約の実現が求められています。また、市長と語る会の開催など、市民の意見を聴く姿勢が評価されています。
- ・行政は、市民にわかりやすい情報提供や事業説明をすることが求められています。また、縦割りではなく、横のつながりも重視した行政内の連携も求められています。
- ・行政は、総合計画に沿って計画的に市政運営をする責務があるという意見がありました。
- ・職員は、専門知識の習得等自己研鑽に努めるほか、市民の立場に立って対応することが求められています。また、市民と共にまちづくりに参加することが期待されています。
- ・市全体の責務として、法令遵守、情報共有、公平・公正などの意見が多くありました。

(2) 議会の責務

- ・ 議会は、民意を市政に反映させるための機関であることから、公平に市民の声を聴くことや市政に対する監視の責務があるという意見が多くありました。
- ・ 議会は、既に議会報告会などを開催しており、情報公開や市民との対話重視の姿勢を打ち出しています。今後は、議会基本条例の制定など、議会のルールを策定していただくことを求める意見がありました。

(3) 条例の実効性の確保

- ・ 瑞浪市にふさわしいまちづくり条例は、時代の移り変わりに合わせその都度見直しができるようにする必要があります。(仮称)市民会議のような機関を設け、市のまちづくりの進捗を見守る必要があるという意見が多くありました。
- ・ (仮称)市民会議の委員は、充て職ではなく、やる気のある市民に委嘱した方が良いという意見がありました。

(4) 条例の名称

- ・ 様々なユニークな意見が出ましたが、条例の名称は、分かりやすい名称にするべきという意見が多くありました。

4 まちづくり条例準備委員会

4-1 委員会開催経緯

日 程	活 動 概 要
5月25日(土)	第1回まちづくり条例準備委員会 委嘱、自己紹介、役員選出、委員会の趣旨説明他
6月27日(木)	第1回ワークショップ テーマ：現在の暮らしや各種団体の活動における現状と課題
7月18日(木)	第2回ワークショップ テーマ：現状と課題から見た理想の瑞浪市
8月29日(木)	第3回ワークショップ テーマ：理想の瑞浪市にするための市民参加、協働の考え方
10月23日(水)	第2回まちづくり条例準備委員会 ワークショップ前半の振り返り、提言書について
10月23日(水)	まちづくり条例勉強会 鈴木誠先生(愛知大学教授)の講演会 『条例は市民のためにある』
11月14日(木)	第4回ワークショップ テーマ：理想の瑞浪市にするための市民の権利、責務について
12月19日(木)	第5回ワークショップ テーマ：理想の瑞浪市にするための市及び議会の責務について
1月16日(木)	第6回ワークショップ ワークショップの振り返り、提言書について
2月20日(木)	第3回まちづくり条例準備委員会 提言書の作成

4-2 委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	山内 正雄	民生委員児童委員協議会
副委員長	伊藤 洋子	ボランティア連絡協議会
委員	奥村 了	連合自治会
委員	水野 勝人	まちづくり推進協議会連絡会
委員	佐々木 浩美	夢づくり地域交付金審査会
委員	逸見 企代江	男女共同参画社会推進委員会
委員	山下 智弥	社会福祉協議会
委員	宮地 友実	こまどり会（NPO団体）
委員	小栗 好文	生涯学習（自主サークル）団体
委員	和田 千津代	稲津スポーツ・文化クラブ（NPO団体）
委員	市川 秋子	体育協会
委員	松崎 英之	多治見法人会瑞浪支部
委員	最上 昭子	農業婦人クラブ
委員	有賀 伸明	商工会議所
委員	小倉 美佐子	商店街連合会（おかみさんの会）
委員	吉田 知成	青年会議所
委員	伊藤 道廣	みずなみ防災会

ワークショップコーディネーター

氏 名	所 属
平 孝明	コミュニティ診断士
中島 八重子	コミュニティ診断士
市來 恭子	コミュニティ診断士
倉地 幸子	コミュニティ診断士

4-3 委員の思い

改めてわが街みずなみを考える機会をいただきありがとうございました。
まちづくり条例が、市民一人ひとりがみずなみを考える契機となれば良いと思います。

山内 正雄

最初は戸惑いましたが、ワークショップという方法で取り組んだことで、私はこの委員会に参画の実感を持つことができました。様々な分野の方、市の若い職員とも、回を重ねて話し合えたことが嬉しかったです。私の思いがどのように反映されて形になるのか、これからも関心を持ち続けていきたいと思っています。

伊藤 洋子

自主的に参加できるまちづくりを目指す。

(地域の青少年育成)

奥村 了

夢を見る力がある限り進み続ける ^{みずなみし} 街 を目指して。

水野 勝人

安心安全に暮らせて、自然と市民の絆を大切にする町づくりにしたいと思います。

佐々木浩美

今回、まちづくり条例に関する事に参加できた事は、大変勉強になり、すばらしい経験ができました。これからの人生にも役立っていく事と思います。今後、更に住み良い瑞浪市になっていく事を願います。

逸見企代江

「死ぬまで瑞浪市で!!」と思える瑞浪市をつくりたいと思いました。また、自分の仕事につなげていくことができると思います。ありがとうございます。おつかれさま。

山下 智弥

ない頭をしぼって考えました。
みんなの願いです。よろしくお願いします。

宮地 友実

安全・安心・健全なまちづくりを目指しましょう。

小栗 好文

自然を大切に、活力ある、住みやすい瑞浪市になることを願っています。
私も自分のできる、はじめの一步をみつけていきます。

和田千津代

体育協会より選任され、改めて自分の住んでいる瑞浪市を広い視野で考
える機会を得ることが出来ました。《遠い親戚より近くの他人》と言われ
るが如く、住民相互のネットワークづくりの大切さを強く感じます。

人がまちをつくるのですね!!

市川 秋子

地元に根が生えて動けない市民の一人である私は瑞浪が良くなれば嬉し
いですが、問題に気づいていないことはまだまだ多いと思っています。
今回を通じていくつか気がつくことが出来ました。

松崎 英之

まちづくりを進めるためには、
市民一人ひとりが地域の一員として、地域における問題に気づき、協力
しあい実現に向けて行動することが大切だと思いました。

最上 昭子

まちづくり条例準備委員会に参加させてもらい大変良かったです。
多くの方が瑞浪市に住みたいというまちになって欲しいです。

有賀 申明

自慢できるまちにしたい

小倉美佐子

私達の同世代も、瑞浪を離れて住んでいる人が多くいます。
子供達が大きくなっても、“瑞浪が好き” “瑞浪に住みたい” そう思っ
てもらえるまちにしていきたいです。

吉田 知成

瑞浪市の為、総力が結集でき、素晴らしい条例ができると思います。
良い思い出となりました。

伊藤 道廣